

2018年 4月24日

【新規格付】

アオイ・ファンディング・コーポレーション東京支店

アオイ購入債権（X社手形・電子記録債権）2018-04-03： a-1

格付投資情報センター(R&I)は上記の格付を公表しました。

1. 案件の概要

本件は、X社の保有する手形及び電子記録債権の流動化案件である。R&Iはアオイ・ファンディング・コーポレーション東京支店の購入債権に格付を付与した。

2. 信用格付

名称	アオイ購入債権（X社手形・電子記録債権）2018-04-03
格付アクション	符号の新規付与
格付	短期格付 / a-1
備考	格付は、購入した債権のうち買取基準額が追加買取代金支払日までに回収される可能性を評価している。

3. 格付対象

発行体	アオイ・ファンディング・コーポレーション東京支店	裏付資産	手形債権、電子記録債権
-----	--------------------------	------	-------------

名称	発行金額 (通貨)	劣後 比率	発行日 予定償還日 最終償還日	償還 方法	クーポンタイプ 利率
アオイ購入債権（X社手形・電子記録債権）2018-04-03	741,575,936円 (日本円)	21.27%	2018/ 4/25 — 2018/ 7/ 5	—	— —

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp
 ■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

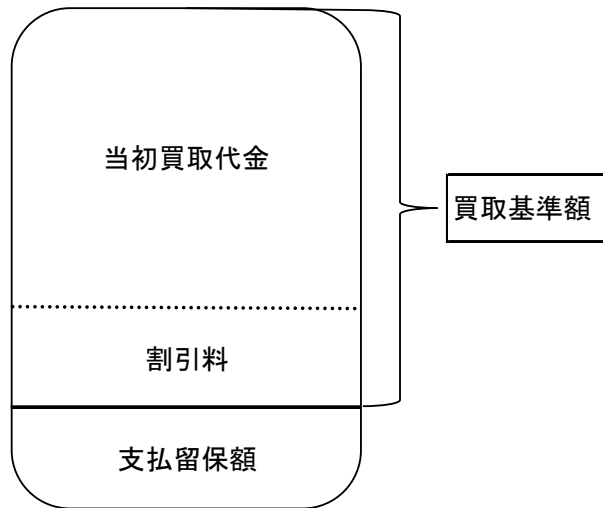
格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が発行する金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html>をご覧ください。

＜スキームの概要＞

- (1) アオイ・ファンディング・コーポレーションは、ケイマンに設立されている特別目的会社 (SPC) である。
- (2) X 社 (以下、オリジネーター) と SPC は手形及び電子記録債権譲渡基本契約を締結する。
- (3) オリジネーターは手形及び電子記録債権譲渡基本契約書に基づき、保有する手形債権及び電子記録債権を継続的に SPC に譲渡する。譲渡に際して、オリジネーターは手形について無担保裏書を行い、電子記録債権について保証記録を伴わない譲渡記録請求を行う。
- (4) SPC は、受取手形及び電子記録債権の買い取りの都度、ABCP もしくは ABL により、買取資金を調達する。
- (5) SPC は、ABCP もしくは ABL で調達した資金を、オリジネーターへ支払う。また、手形及び電子記録債権の額面金額と買取基準額との差額を支払留保額とし、回収金が買取基準額を超過する場合、追加買取代金支払日に当該超過額を追加買取代金としてオリジネーターに支払う。
- (6) SPC は事務運營業務を東銀リース、手形取立業務を静岡銀行にそれぞれ委任する。

＜格付対象のイメージ＞



格付対象 : 買取基準額 = 当初買取代金 + 割引料

- 買取基準額・・・譲渡契約済対象債権の額面総額から支払留保額を控除した額。
 支払留保額・・・譲渡契約済対象債権の額面総額に支払留保比率を乗じた額。
 支払留保比率・・・個別の手形及び電子記録債権譲渡契約書に定める比率。
 割引料・・・個別の手形及び電子記録債権譲渡契約書において、当初買取代金を算出するにあたり買取基準額から控除される金額。
 当初買取代金・・・買取基準額から割引料を差引いた価格。
 追加買取代金支払日・・・譲渡契約済対象債権の最終支払期日から 3 銀行営業日後の日。

上記定義は、オリジネーターとアオイ・ファンディング・コーポレーション東京支店の間の手形及び電子記録債権譲渡基本契約書に基づく。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp
 ■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

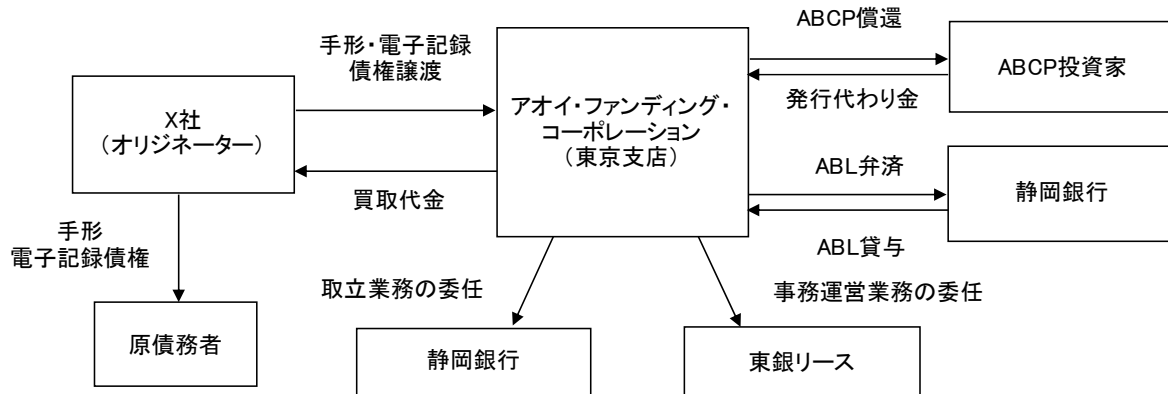
信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html>をご覧ください。

<裏付資産の内容>

手形及び電子記録債権の主な適格要件は以下の通り。

- (1) オリジネーターが通常の商取引に基づいて取得していること。
- (2) 原債務者がオリジネーターのグループ会社ではないこと。
- (3) 基本的な手形要件や電子記録債権の記録事項に瑕疵がないこと。

<スキーム図>



4. 格付の理由

(1) リスク要因

本件の主なリスクは、以下の通りである。

<仕組みに関するリスク>

- 真正売買性に関するリスク
- サービサー破綻によるコミングリングリスク

<裏付資産に関するリスク>

- 原債務者のデフォルトリスク

(2) リスク要因分析

① 原債務者のデフォルトリスク

手形及び電子記録債権プールの買い取り時に買取基準額と支払留保額が設定され、回収金は買取基準額、支払留保金の順に充当する。したがって、基本的には手形及び電子記録債権プールに対して設定された劣後比率の範囲内で原債務者のデフォルトが生じても、買取基準額は回収できる仕組みになっている。

R&Iは手形及び電子記録債権プールに生じるデフォルトについて、ヒストリカルデータをもとに多角的にストレステストを実施し、デフォルトリスクに対する信用補完の水準が、当該購入債権に表題の格付を付与するのに十分であることを確認した。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp
 ■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

② サービス破綻によるコミングリングリスク

手形債権からの回収については、取立銀行が破綻した場合、回収金が取立銀行の一般の資産と混同する可能性、及び取立業務を再開するまで、回収業務が一時的に滞るリスクがある。しかし、本件では、取立銀行である静岡銀行が預金保険制度に加入している金融機関であり、破綻時の決済債務の全額保護と円滑な処理が期待されるため、コミングリングリスクが顕在化する可能性は限定的である。なお、取立銀行を一定の水準以上の格付を取得している金融機関に限定する措置も講じられている。

電子記録債権からの回収は、口座間送金決済で行われるため、コミングリングリスクは生じない。

③ 真正売買性に関するリスク

オリジネーターから SPC への手形の譲渡に関しては、手形法上の無担保裏書により対抗要件を具備され、電子記録債権の譲渡に関しては電子記録債権法上の譲渡記録（保証記録無）が行われていること等、真正売買性が確保されていると考えられる。

(3) 総合評価

分析の結果、格付対象の信用力は基本的に手形及び電子記録債権プールの信用力に依存する。よって、表題の格付を付与した。

5. 損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報

信用補完	優先劣後構造
流動性補完	なし

オリジネーターのヒストリカルデータ及び本件のキャッシュフローから得られた数値に基づき、R&I はデフォルトに関する標準シナリオとして約 0.38%の累積デフォルト率を想定している。なお本水準は、R&I が個別案件のデフォルト率等の定義に基づき見積もった水準であり、貸倒率、延滞率その他の指標と直接的な相互比較は必ずしも適切ではなく目的としたものではない。

下記格付方法を格付対象の資産に適用する場合に、表題の格付水準を満たすか否かをテストするデフォルト率のストレスシナリオは、一般的に標準シナリオの 3 倍の水準である。本件格付対象はデフォルト率に関するストレステストにおいて、R&I が想定している 10 倍以上の水準まで耐えられる。

6. 格付方法

格付対象の評価において、R&I は主に以下の格付方法を用いた。

公表年月	項目
2016 年 11 月	第 1 章 総論
2016 年 11 月	第 2 章 各論 仕組みに関するリスク
2016 年 11 月	第 3 章 各論 裏付資産に関するリスク 第 7 節 手形債権
2016 年 11 月	第 4 章 各論 キャッシュフローリスク 第 1 節 金銭債権等に関する分析方法（大数アプローチ） 第 2 節 金銭債権等に関する分析方法（少数アプローチ）

上記の格付方法は以下のホームページに公開している。

https://www.r-i.co.jp/rating/about/rating_method.html

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。

「格付提供方針等」3. に掲げる開示事項

(1) 信用格付業者の商号又は名称及び登録番号並びに当該信用格付業者に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容	
商号又は名称：株式会社格付投資情報センター 登録番号：金融庁長官（格付）第6号 直近一年以内に講じられた監督上の措置：なし	
(2) 信用格付を付与した年月日	
2018年 4月23日	
(3) 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名	
主任格付アナリスト：中井 光恵 信用格付の付与について代表して責任を有する者：住田 直伸	
(4) 信用格付の付与に当たり採用した信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じ記載された以下の1)、2)の事項。並びに信用格付の対象となる事項の概要	
1) 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準 「格付付与方針」及び「格付符号と定義」をご覧ください。 (格付付与方針) https://www.r-i.co.jp/rating/about/rating_grant.html (格付符号と定義) https://www.r-i.co.jp/rating/about/definition.html	
2) 信用格付の付与に係る方法の概要（ただし、重要なものに限る。） 本リリース「6. 格付方法」の項目をご覧ください。 信用格付の対象となる事項の概要：本リリース「3. 格付対象」の項目をご覧ください。	
(5) 格付関係者の氏名又は名称。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三百十三条第三項第三号にある、ただし書きの定めに従う。	
組成に関する事務の受託者	静岡銀行
原資産の主たる保有者	非公表（卸売業、売上高100億円以上、静岡県静岡市、公表することでオリジネーターの資金調達に大きな影響を与える恐れがあるため。）
発行者又は債務者	該当無し
損失の危険を移転する契約の締結者（第三者）	該当無し
特別目的法人	該当無し
特定融資枠契約の締結者	該当無し
(6) 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨	
該当無し	
(7) 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。）を入手したか否かの別	
該当無し	
(8) 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由	
該当無し	

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp
■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っており、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html>をご覧ください。

(9) 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

(10) 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項 1) 当該情報の概要 2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要 3) 当該情報の提供者

1) 当該情報の概要	2) 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要	3) 当該情報の提供者
案件関連契約書	信用格付業者への表明保証等	組成に関する事務の受託者
裏付資産に関するデータ・資料	信用格付業者への表明保証等	原資産の主たる保有者
パフォーマンスに関するデータ	信用格付業者への表明保証等	原資産の主たる保有者

(11) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

- 1) 損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報
本リリース「5. 損失、キャッシュフロー及び感応度の分析に関する情報」の項目をご覧ください。
- 2) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示（当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。）
本信用格付は、資産証券化商品と判断される商品の信用状態に関する評価を対象としています。資産証券化商品については、「資産証券化商品の信用格付について」をご覧ください。
（資産証券化商品の信用格付について）

<https://www.r-i.co.jp/rating/about/sfrating.pdf>

金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号に基づく開示事項

信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価である場合、格付関係者に当該資産証券化商品の情報の公開を働きかけた内容及びその結果

本資産証券化商品に関して、狭義ABSとして情報を公表するよう働きかけを行いました。詳細については、「信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目」をご覧ください。

（信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目）

<https://www.r-i.co.jp/rating/about/appropriateness/appropriateness.pdf>

本資産証券化商品に関する情報は、ニュースリリースによる開示項目のほか、追加情報の公表はありません。

■お問合せ先 : マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp
■報道関係のお問合せ先 : 経営企画室(広報担当) TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧ください。